

【暫定稿その7】

第7章 行政運営の基本原則

執行機関の役割と責務（たたき台）

第26条 市の執行機関は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、次の各号に掲げることに努めるものとします。

(1) 総合的な行政サービスを行うため、組織を整備し、必要に応じて連携を図るなど、効率的な行政運営を行う。

(2) 適切な定員管理と能力及び適性に応じた職員の採用、登用及び配置に努める。

(3) 職員の政策形成能力と資質の向上を図るための研修等の機会を設けるなど、その育成に努める。

2 市長以外の執行機関は、その権限と責任に属する事務事業の執行に当たっては、前項の規定を準用するものとします。また、市長及び他の執行機関と適宜意思疎通を図りながら、相互に連携するものとします。

【解説】

(第1項)

- 市の執行機関の役割と責務を規定しています。
- 社会経済情勢や市民ニーズは、かつてない速度で変化しています。これに迅速かつ的確に対応するためには、総合的な行政サービスを行うための組織の整備が求められます。
- また、いわゆる「縦割り行政」を乗り越え、必要に応じて、組織の横断的な連携を図るなど、市民の立場に立った組織の整備と効率的な行政運営が求められます。
- 市の執行機関には、適切な定員管理と能力及び適性に応じた職員の採用、登用及び配置が求められます。また、任命権者として、職員の政策形成能力と資質の向上を図るための研修等の機会を設けるなど、その育成に努めることも必要です。

(第2項)

- 市長以外の執行機関である教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員が、それぞれの権限と責任のもと、事務事業を執行するに当たっては、前項の規定を準用することを規定しています。

## 総合計画等（たたき台）

第31条 市は、基本構想、基本計画、実施計画から成る総合計画を策定し、まちの将来像を描くとともに、地域のさまざまな資源を有効に活用し、その実現を図ります。

2 基本構想は、議会の議決を経るものとします。

3 市は、総合計画の策定にあたり、市民が参加するために必要な措置を講じるとともに、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとします。

4 市長は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民に公表します。

### 【解説】

#### （第1項）

- 長期的、大局的な見地から、将来都市像と施策の大綱、その実現に向けた具体的な施策及び事業を明らかにするものとして、総合計画を策定することを規定しています。
- 総合計画の実施にあたっては、市民等や地域コミュニティ、企業など、地域のさまざまな資源を有効に活用するものとします。
- 総合計画は、行政運営にあっては、各種計画の上位にあり、総合的かつ計画的な行政運営の基本的指針となるものです。また、市民に対しては、まちづくりの将来的方向を示し、望ましい地域社会づくりのための理解と協力を求めようとするものです。さらに、民間諸活動に対しては、誘導あるいは指導の指針となるものです。

#### （第2項）

- 総合計画のうち、基本構想の策定について、議会の議決を経ることを規定しています。
- 平成23年5月の地方自治法の改正により、総合計画のうち、基本構想の部分について、法による策定義務がなくなり、今後、総合計画を策定するかどうかは、自治体の判断に委ねられることになりましたが、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定するという根拠を、まちづくり条例に置くこととしています。

#### （第3項）

- 総合計画の策定にあたって、市民が参加するため、市が必要な措置を講じることを規定しています。また、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を諮ることとしています。
- 市民は、市政に参加する権利（第8条）を有しており、また、市は、市

民が市政に参加する機会を保障するため、市民が意見や提言を出しやすく、参加しやすい多様な機会を保障（第 10 条）します。

（第 4 項）

- 総合計画の推進にあたって、適切に進行管理を行い、その状況を市長が市民に分かりやすく公表することを規定しています。

#### 財政運営

第 32 条 市長は、社会経済情勢や市民ニーズの変化に、適切かつ迅速に対応するとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう、財政運営を行うものとします。

2 市長は、中長期的な視野に立ち、持続可能で健全な財政基盤を確立するものとします。

3 市長は、適切な手法を用いて、財政状況を市民に分かりやすく公表するものとします。

#### 【解説】

（第 1 項）

- 市長が、社会情勢や市民ニーズの変化に、適切かつ迅速に対応するとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう、財政運営を行うことを規定しています。

（第 2 項）

- 市長が、必要に応じて財政健全化計画を立てるなど、中長期的な視野に立ち、持続可能で健全な財政基盤を確立することを規定しています。
- 地方財政法第 4 条の 2 には、地方公共団体が、「当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」と規定されています。

（第 3 項）

- 市長が、インターネット等の適切な手法を用いて、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、連結決算の考え方を導入した財政健全化指標等の財務諸表を示すなど、財政状況を市民に分かりやすく公表することを規定しています。

項目	H27.1.16 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
執行機関の役割と責務	<p>第 26 条 市の執行機関は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、次の各号に掲げることに努めるものとします。</p> <p>(1)総合的な行政サービスを行うため、組織を整備し、必要に応じて連携を図るなど、効率的な行政運営を行う。</p> <p>(2)適切な定員管理と能力及び適性に応じた職員の採用、登用及び配置に努める。</p> <p>(3)職員の政策形成能力と資質の向上を図るための研修等の機会を設けるなど、その育成に努める。</p> <p>2 市長以外の執行機関は、その権限と責任に属する事務事業の執行に当たっては、前項の規定を準用するものとします。また、市長及び他の執行機関と適宜意思疎通を図りながら、相互に連携するものとします。</p>	<p>（執行機関・公営企業管理者の役割・責務）</p> <p>第 26 条 市の執行機関および公営企業管理者は、この条例の趣旨を尊重し、その権限に属する事務事業を自らの責任の下、公正かつ誠実に実行するとともに、市長と相互に連携し、効率的で効果的な組織運営を行い、市民本位の市政の推進を担うものとします。</p>
総合計画等	<p>第 31 条 市は、基本構想、基本計画、実施計画から成る総合計画を策定し、まちの将来像を描くとともに、地域のさまざまな資源を有効に活用し、その実現を図ります。</p> <p>2 基本構想は、議会の議決を経るものとします。</p> <p>3 市は、総合計画の策定にあたり、市民が参加する</p>	<p>第 31 条 市は、まちづくりを行うため、基本構想・基本計画・実施計画から成る総合計画を策定し、その実現を図ります。その策定および実施にあたっては、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとします。なお、基本構想は議会の議決を経るものとします。</p> <p>2 市は、他の重要な計画の策定にあたっては、総合</p>

項目	H27.1.16 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
	<p>ために必要な措置を講じるとともに、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとします。</p> <p>4 市長は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民に公表します。</p>	<p>計画との整合性を図るものとします。</p> <p>3 市は、総合計画および他の重要な計画の策定に際しては、市民が参加するために必要な措置を講じます。</p> <p>4 市の政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければなりません。</p> <p>5 市長は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民に公表します。</p>
財政運営	<p>第 32 条 市長は、社会経済情勢や市民ニーズの変化に、適切かつ迅速に対応するとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう、財政運営を行うものとします。</p> <p>2 市長は、中長期的な視野に立ち、持続可能で健全な財政基盤を確立するものとします。</p> <p>3 市長は、適切な手法を用いて、財政状況を市民に分かりやすく公表するものとします。</p>	<p>第 32 条 市長は、市政の運営が現在および将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を上げるよう、財政運営を行うとともに、中長期的な視野に立ち、社会経済情勢や市民ニーズの変化に適切かつ迅速に対応することができるよう、持続可能で健全な財政基盤を確立するものとします。</p> <p>2 市長は、予算の執行状況、財政状況の現状およびその予測について、インターネット等を活用し、市民に分かりやすく速やかに公表するものとします。</p>